

株式会社 J R 東日本運輸サービス

代表取締役社長 坂本 浩行殿

J R 東日本輸送サービス労働組合

中央執行委員長 佐々木 宏充

## 2 0 2 2 年度年末手当に関する申し入れ

新型コロナウイルス感染症のワクチンの普及や、社会一体となった感染対策により今年は 3 年ぶりに行動制限のないお盆を迎えました。新幹線や特急の利用者数が昨年より約 2 倍に増加し、少しずつ社会全体の人流に活気を取り戻しつつあります。

日本経済は、未だ収束の見えないウクライナ侵攻の影響などにより原油・穀物(原材料)価格の高騰、そして円安が未曾有の物価上昇が収まりません。2 0 2 2 年 9 月の消費者物価指数は、変動の大きい生鮮食品を除いて昨年より 3. 0 % 上昇し、消費税増税の影響を除くと 3 1 年 1 ヶ月ぶりの歴史的な上昇幅となっています。一方、賃金は変わることはなく実質賃金が減少している状況であり、組合員・社員の生活に大きな影響を与えています。

このような状況下でも組合員・社員は、鉄道という社会に必要な不可欠である公共交通機関としての社会的使命を果たし続けています。J R 東日本運輸サービスは、究極の安全を前提にした『みんなで築く安全・安心 みんなで創るきれいな車両』の実現を目指し、ポリッシャーより軽量化されたアイモップを導入するなどの生産性向上に向けた設備投資がされています。

しかし、施策を担う人に対する投資は行われることがありません。職場では「計画性のない構内運転士養成で掃除の泊り要員が減ってきている」「低賃金で福利厚生も不十分。数 1 0 年先もこの会社で働くことは考えていない」と、不満が増加し、転職を視野に入れている社員もいます。組合員・社員への投資を蔑ろにすることは、社員の働きがい低下させる大きな要因であり、社員の帰属意識を高めることはもとより、会社の持続的成長を築くことは出来ません。

組合員・社員は、生活に不安を抱えながらも、エッセンシャルワーカーとしての使命と責任を全うしています。この努力を正当に評価することが社員の幸福と労働意欲が向上し、鉄道を基点とした質の高い安全で安心した輸送・サービスの持続的提供につながると考えます。

したがって、日本国憲法第 2 8 条および労働組合法第 1 条、第 6 条に基づき、下記のとおり申し入れを行いますので、信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行うことに踏まえて、回答にあっては丁寧かつ具体的に、団体交渉日程については速やかに調整し開催することを要請します。

### 記

1. 2 0 2 2 年度年末手当については、基本給月額額の 3. 4 ヶ月分（契約社員含む）とすること。

2. 直面する未曾有の物価上昇に対する生活保障を行うための緊急的措置として「特別加算金」10万円を支給すること。
3. この要求に対する回答については、団体交渉を経て決定すること。また、団体交渉の日時を速やかに調整し開催すること。
4. 支払い指定日は、2022年12月9日までとすること。

以 上